

電気通信大学U E C学域地方出身学生支援奨学金規程

制定 令和8年5月13日規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）に在籍する情報理工学域昼間コースの学生に対して給付する電気通信大学U E C学域地方出身学生支援奨学金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奨学金は、経済的支援を必要とする学業成績が優秀な地方出身の学生に対し、経済的負担を軽減し、修学に必要な支援を行うことを目的とする。

(奨学生数及び支援の内容)

第3条 奨学生は、情報理工学域昼間コースの1年次から4年次の各年次に、原則として各
類6名以内とする。

2 奨学金の額は、年額6万円とする。

3 奨学生の期間は、奨学生として決定した日から1年間とする。ただし、4年次の者が当該期間内に卒業する場合は、卒業する日までとする。

(申請資格)

第4条 奨学金を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、懲戒処分を受けたことがある者を除く。

(1) 本学情報理工学域昼間コースに在籍する者

(2) 11月1日（以下「基準日」という。）時点において、原則として、父母等の学資負担者の居住地が、東京都（島しょ部を除く）、埼玉県、千葉県及び神奈川県以外の都道府県であり、修学のため当該学資負担者と別居し、かつ独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が定義する自宅外通学に該当する者

(3) 基準日時点において、機構の給付奨学金の第Ⅰ区分、第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分のいずれかに採用され、当該奨学金の給付を受けている者

(4) 本学の教育活動及び広報活動等に自ら協力し、本学の発展に貢献する意欲を有する者

(申請手続)

第5条 奨学金の申請を行う者は、本学の指定する期日までに別に定める電気通信大学U E C学域地方出身学生支援奨学金申請書を学長に提出しなければならない。

(奨学生の選考)

第6条 奨学生の選考は、学生支援センター運営会議の提案に基づき、役員会の議を経て学長が行う。

2 奨学生候補者の選考基準は、別に定める。

(奨学生の活動)

第7条 奨学生は、修学の妨げとならない範囲において、本学の教育活動及び広報活動等に協力するものとする。

2 前項に規定する学生の活動に必要な旅費等の経費については、本学の定めるところにより支給する。

(奨学生の身分の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学生としての身分を取り消すものとする。

- (1) 前条第1項の本学の教育活動及び広報活動等に正当な理由なく協力しなかった場合
- (2) 休学、退学若しくは転学し、又は除籍となった場合
- (3) 懲戒処分を受けた場合
- (4) 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) その他奨学生としてふさわしくないと学長が認めた場合

2 前項の場合において、第3条第2項の奨学金に未支給分があるときは、未支給分については、支給しない。

(担当事務)

第9条 奨学金に関する事務は、学務部学生課が行う。

2 奨学生が協力する本学の教育活動及び広報活動等に関する事務は、それぞれ該当する担当課が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和9年4月1日から施行する。

2 この規程は、次の各号のいずれかに該当する者について適用する。

- (1) 令和8年度以降に1年次に入学した者
- (2) 令和10年度以降に3年次に編入学した者